

各介護職員初任者研修指定事業者管理者 様

地域福祉部地域福祉政策課長

高知県介護員養成研修事業実施要綱の制定について

日頃は、本県の福祉行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護分野における新たな担い手の確保に向けて、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）が改正され、新たに生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した「生活援助従事者研修課程」が創設されました。

本県においても、特に人手不足感が厳しい訪問介護員の裾野を広げるために、生活援助従事者研修課程を加えた「高知県介護員養成研修事業実施要綱」を制定しましたので、通知します。これに伴って「高知県介護職員初任者研修事業実施要綱」は廃止となりますので、併せてご留意ください。

また、本県では平成 31 年度から、別添資料のとおり、「生活援助従事者研修課程」の受講から就労までを一体的に支援する事業を開始いたします。こちらをご活用いただきますと受講費の補助が受けられるだけでなく、受講後はご希望に応じた就職先との丁寧なマッチングを行いますので、ぜひ研修の募集案内の際には広く周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

※実施要綱並びに様式等は以下のホームページからダウンロードいただけます。

⇒<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/>

【担当】

高知県地域福祉部地域福祉政策課
福祉・介護人材担当 藤川、宮地
電 話：088-823-9631
F A X：088-823-9207